

■「Go Aroundこまつ」まちにお出かけしよう！プレミアム付チケット（取扱店舗用Q&A）

令和2年8月13日現在

○取扱店舗について

NO	質問	回答
1	募集期間はいつからいつまでですか。	令和2年6月26日（金）～令和2年7月22日（水）までです。 【8/3修正】 令和2年8月31日（月）まで受付を延長します。
2	取扱加盟店の登録資格は何かありますか。	「Go Aroundこまつ」まちにお出かけしよう！ プレミアム付チケット取扱店舗募集について（案内） （以下、募集案内）の「1. 趣旨」に賛同いただき、「2. 取扱店舗の募集概要（2）」に該当する店舗となります。不明な場合は小松市観光文化課（以下、観光文化課）までご連絡ください。
3	登録はどのようにすればよいですか。	市ホームページより申請書をダウンロードし、必要な書類を添付して観光文化課に直接提出いただくか、郵送若しくはメールにて申請してください。
4	登録手数料はかかりますか。	登録手数料はかかりません。
5	市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか。	お手数ですが、店舗ごとに申請書を提出してください。
6	取扱加盟店申込後はどのように登録されるのですか。	登録審査を行い、承認後、取扱店舗認定書と登録店舗用PRステッカーをお送りします。
7	以前にプレミアム付商品券の取扱店として申請しました。今回、改めて申請しないといけないですか。	お手数ですが、改めて申請してください。

8	取扱店舗一覧表は作成しますか。	一覧表を作成し、ホームページ等で公開します。
9	【7/3追加】 チケットの使用対象とならない医療機関等における診察料で、「医療機関等」に柔道整復師、はり・きゅう、整体、カイロプラクティックは含まれますか。	日本産業分類における 大分類P「医療、福祉」 中分類83「医療業」 小分類8351「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」 小分類8359「その他の療術業（温熱療法、電機療法、高熱療法、カイロプラクティック、整体、フットケア、アロマテラピー等）」は医療機関等に含み、その診察料はチケットの対象外となります。

○チケットについて

NO	質問	回答
1	1回の会計で使用できるチケットの使用枚数に上限を設けてもいいですか。	1回の使用枚数に上限を設けておりません。各店舗で個別に設定しないでください。
2	チケットを使用してお釣りが発生した場合、お釣りを出してよろしいか。	チケット額面未満の取引は行わないでください。よって、チケットの使用ではお釣りは出ません。利用されるお客様にもお伝えした上で会計してください。
3	チケットが冊子から外れた状態でお客様が来店されました。使用できますか。	ご利用頂けません。但し、裏面に取扱店の記名・捺印等があれば使用済みチケットとなりますのでご使用頂けません。必ず各店舗でご確認ください。
4	有効期間を過ぎたチケットを持ったお客様が来店されました。使用できますか。	有効期限を過ぎたチケットは無効となります。

5	破れ・汚れたチケットを持ったお客様が来店されました。使用できますか。	金額の確認と裏面の取扱店の記名・捺印等が可能である程度の破れ・汚れは使用できますが、1,000円の額面が確認できないチケットは使用できません。不明な点は観光文化課までご連絡ください。
6	チケットが使用できないものはありますか。	募集案内「4. チケットの使用対象とならないもの」を参照してください。
7	チケットを持ってきたお客様にお店独自のサービスを提供してもよいですか。	差し支えありません。
8	チケットに取扱店として押印する欄はありますか。	【8/3修正】 裏面に取扱店の押印する欄があります。使用済のチケットに必ず店名の記入および押印をお願いします。なお、印鑑は実印でなくても結構です。（※店舗名が入るゴム印を押していただければ、ハンコは省略できます）
9	【8/3追加】 チケットを利用して商品を購入されたお客様に、当社が取り扱うポイントカード等のポイントを付与してもよろしいですか。	ポイントカード等のポイント付与について市は関与いたしませんので、お店の判断にてお願いいたします。
10	【8/3追加】 他の商品券や割引券とあわせて併用利用できますか。	差し支えありませんが、お店の判断にて利用決定してください。
11	【8/3追加】 お客様がチケットを現金に両替・交換を希望されました。両替・交換してよろしいですか。	チケットを現金に両替・交換しないでください。

12	<p>【8/3追加】</p> <p>チケットを利用して商品を購入されたお客様が、返品・返金を希望されました。代金をチケットで返金すればよろしいですか。現金で返金すればよろしいですか。</p>	<p>11のとおり。ただし、チケット裏面の取扱店の記名・押印したチケットは返金せず現金で返金してください。</p>
----	---	---

○換金について

NO	質問	回答
1	チケットの換金窓口はどこですか。	観光文化課・南部行政サービスセンター、小松駅前行政サービスセンターが受付窓口となります。
2	チケットの換金期間はいつからいつまでですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年8月20日（木）～令和2年11月30日（月） ・小松駅前行政サービスセンターは水曜日（祝日の場合は翌日）、観光文化課と南部行政サービスセンターは土曜日・日曜日・祝祭日は受付できません。 ・換金時間は午前9時から午後4時まで、小松駅前行政サービスセンターは午前10時から午後4時まで受付します。
3	換金手数料はかかりますか。	換金手数料はかかりません。
4	換金申請はどのように行えばよいですか。	換金申請書に必要事項を記入の上、裏面の取扱店の記名・捺印、利用年月日を記入したチケットを添付してください。
5	換金申請は郵送でも可能ですか。	<p>郵送でも可能です。</p> <p>ただし、郵送の場合は申請書の控え等をお渡しいたしませんので、各店舗で写しを保管するなど管理してください。</p>
6	チケットはどのように換金されますか。	取扱店舗登録申請書に記載した口座へ振り込みます。

7	<p>【8/13追加】 換金していただきたいチケットが大量にあり、100枚を1束として提出しようと考えています。 その際、裏面の「取扱店舗記名押印欄」について、チケットの最初と最後のみ記名・押印して提出してもよろしいですか。</p>	<p>不正利用防止の観点より、すべてのチケットに記名・押印をお願いいたします。 なお、店舗名が入るゴム印を押していただければ、ハンコは省略できます。</p>
8	<p>チケットの換金にどれくらいの日数がかかりますか。</p>	<p>換金申請書の審査が必要となりますので、概ね2週間後に振り込みとなります。</p>
9	<p>換金期間内に何度も換金請求できますか。</p>	<p>期間内に請求できるのは3回までとなります。</p>
10	<p>入金口座の変更は出来ますか。</p>	<p>申請書に記載いただいた口座からの変更は原則出来ません。特に必要な場合は、観光文化課までご相談ください。</p>
11	<p>換金手続きの待ち時間はどれくらいかかりますか。</p>	<p>枚数を確認する間お待ちいただくので、混み具合や枚数によっては、お時間が掛かります。 お急ぎもしくは枚数が500枚以上の場合は事前に観光文化課へお電話いただき、日時のご予約をお願いいたします。</p>
12	<p>【8/13追加】 振込の際、市より振込のお知らせが届きますか。</p>	<p>市からの振込のお知らせはありません。 お手数ですが各自口座入金の確認をお願いします。</p>